

発行
国土交通省管理職
ユニオン
所在地
東京都千代田区霞ヶ
関 2-1-2 中央合同庁
舎 2号館
TEL 03-3509-1138
Eメール
k-union@alpha.ocn.
ne.jp
ホームページ
http://www7.ocn.
ne.jp/~k-union

「業務執行体制の改善」「増員要求実現」 「パワハラ撲滅」に向けて！

全国活動者会会議開催

一月八、九日の二日間に渡り、愛知県豊橋市において国交管ユニオン二〇一四年度全国活動者会議が開催されました。執行部を含め全国の支部から51名が参加し、職場や管理職を取り巻く情勢認識を一致させながら、今後の運動について議論が交わされました。

会議の目的としては、
①政府が国民生活を犠牲にし財界の利益擁護の姿勢がますます強くなっている中で、私たち公務員には政府・人事院が一体となった攻撃がかけられていること。
②こうした情勢の中で、国民生活と職場を守るために「業務執行体制の改善」を求める運動を実施すること。
③その「体制」の基礎となる増員要求の運動構築の流れを議論。
④また、極限にまで達している定員削減の中で、



管理職員の処遇と健康を守る大きな組織を建設すること。その第一歩として「パワハラ撲滅運動」等を展開することが確認されました。

公務員賃金等について

今年の人事院勧告は、「職務給の原則」や地域経済への影響を度外視した官民比較
・55歳超職員の職務・職責を無視した単純な年齢による官民比較
・削減ありきで導入された基準による寒冷地手当の支給地の見直し
など厳しい内容でした。こうした厳しい勧告の中で、ユニオンの長年の

深夜勤務手当の成果に確信！

要求であった「管理職員の深夜勤務手当」の支給を実現したことが確認されました。

この要求は国家公務員の労働組合の中で唯一ユニオンが要求していたものであり、人事院勧告後の人事院の「ユニオンさんや国交省からの強い働きかけがあった」という事実が、この回答からみられるように、ユニオンの長年の運動の結果、勝ち取った手当です。

賃上げ幅3.95%に押し留めたのは 多くの仲間の運動の成果

また、「50歳代後半職員における官民格差が相当程度存在している」として当初8%を上回る賃上げが予想された中で、賃下げ幅を最大3.95%に引き下げ（俸給表の平均2%引下げを含む）に留めたこと
・3年間の現給保障の経過措置を設けさせたこと、等の到達点を築けたのは、

国労連や国土交通労組と共に全ての支部で署名を取り組み、人事院の本拠を、地方事務局交渉の裏面、確信を深めていくことも総括されました。

これでは生活できない 【寒冷地手当改善】

今後は、
①寒冷地手当支給開始までの間に、支給地域の見直し、実態と合っていない矛盾の追及や、官署指定を増やすと同時に官署から1kmの範囲内の縛りを緩和させる運動
②管理職員深夜勤務手当

の運用の開始に向けて各支部から地方事務局を通じて、「深夜の枠を拡大せよ」「手当の額に差をつけるな」「0時から5時に少しでも勤務したら手当の対象とせよ」などの運用を求める要求書を提出し、地方事務局から追及していくことが確認されました。

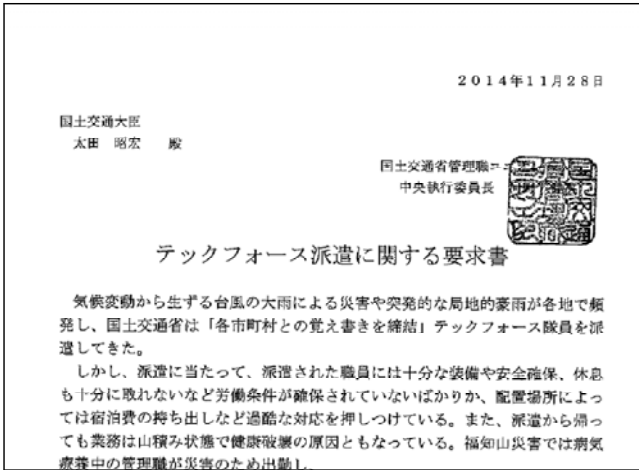
管理職アンケート

第9回管理職員等アンケートは、全国で、1,957人からの集約となり過去最高との比較では、95%、配布数では5,066人、89%の到達点が報告されました。支部別には東北・中国支部が配布・集約数とも過去最高を上回り、九州支部が集約数で過去最高を上回っています。特に東北支部は過去最高の集約数1774を大きく上回り227を集約しています。アンケート結果については、「業務執行改善に関する要求書」「テックフォース派遣に関する要求書」等に整理し、その改善を当局に求めると同時に、今後の要求作成や宣伝活動・政策活動に活用していくことが確認されました。



「世論からも一定の評価を得ている」との確認の上で 派遣職員の安全と健康の確保、体制の拡充を

「テックフォース派遣に関する要求書」を提出



業務執行体制の改善に向けて 「業務改善要求書」

職場実態を無視した当局の「業務改善計画」では、本日の業務改善にはならないと考え、昨年「仕事の政策」を発表してきたところを、その「仕事の政策」を具体的に職場に生かすための「業務執行改善」の課題を「業務執行改善に関する要求書」として整理しました。この要求書を各地に提出し、その要求を実現を当局に迫ります。

「テックフォース派遣に関する要求書」

平成20年度よりテックフォース隊員の地方自治体への派遣が行われていきました。テックフォース参加者が寄せられていた。後日任命された。健康状況など配慮されずポストや所属で任命されている。職場は職員不足の中で無理して勤務している。派遣が続き通常業務も滞り、健康不安が増大している。危険場所には近づかない原則の徹底が必要。

気候変動から生ずる台風の大雨による災害や突発的な局地的豪雨が各地で頻発し、国土交通省は「各市町村との覚え書きを締結」テックフォース隊員を派遣してきた。しかし、派遣に当たって、派遣された職員には十分な装備や安全確保、休息も十分に取れないなど労働条件が確保されていないばかりか、配置場所によっては宿泊費の持ち出しなど過酷な対応を押しつけている。また、派遣から帰っても業務は山積み状態で健康被害の原因ともなっている。福知山災害では病氣療養中の管理職が災害のため出勤し、

一方、派遣先から感謝の声もあり、世論からも一定の評価を受けているのも事実です。ユニオンは、「テックフォース派遣に関する要求書」としてまとめました。

増員要求

ユニオンは、今年度の大会で、今年を「増員元年」と位置づけ、今後の運動で「増員」を目指すことを確認しました。「増員元年」の今年には、「職員元」の形成と予算定員と実定員の差を埋めることを重点として取り組まします。

級別定数改善の運動

誰でも55歳までに6級昇格、当面定年退職2年前までに6級昇格できるように定数改善や職員の評価を見直すことを人事院や国土交通省当局に要求をしています。

フルタイム再任用実現に向けて

地整では、「フル」はまだ決まっていらないが、ポスへの配置になる。どの回答もされておらず、具体的な要求者を確保して「要求実現」を目指していきます。



嵐と共に、パワハラ撲滅を！ 申し入れ書を提出

パワハラ撲滅運動について
「第9回管理職員等アンケート」のパワハラに関する回答でも、肉体的にも精神的にも追い詰める健康や精神を害する職員が増えています。

パワハラを「しない」「させない」「見逃さない」の「パワハラ撲滅運動」を当局と共に進めていく。立場で、ユニオン本部は、11月28日日本省当局に申し入れを行いました。

公務員賃下げ違憲訴訟の判決について

「公務員賃下げ違憲訴訟の判決が10月30日東京地裁で「原告らの請求をいずれも棄却する」と出されました。

「国家公務員は、労働基本権を制約され、争議権と労働協約締結権が剥奪されている。そのことが、全ての勤労者に労働基本権を保障した憲法28条に違反しないためには、代償措置がなければならぬ」と最高裁は全農林警職法で人勤制度ありきの判定をしていました。

しかし、今回の判決は、この最高裁が示した判定さえ無視し、「人事院勧告には拘束力がない」とし、「我が国の厳しい財政事情」と「東日本大震災に対処する必要性」があるとの立法理由を鵜呑みにして、「勤務条件法定主義、財政民主主義に基づき立法最良がある」との国の主張を受け入れ、「公務員の賃下げ」を合憲としたのです。

さらに、判決は「恣意的に団体交渉を無意味に終わらせる行為は不当労働行為である」事についても、国家公務員の労働組合との交渉の義務を極めて限定しています。

こうした判決の下、国公労連は、給与減額措置の違憲無効認定と差額賃金、損害賠償の支払いを求めて控訴を行う事を決定しています。国交官ユニオンもこうした国公労連の姿勢を支持し、共に闘う決意を固めていきます。